

平成20年（行ツ）第227号

平成20年（行ヒ）第260号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成19年（行コ）第14号政務調査費返還代位請求事件について、同裁判所が平成20年4月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年1月16日

最高裁判所第二小法廷

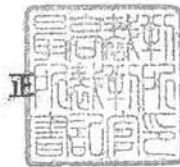
裁判長裁判官 中 川 了 滋

裁判官 今 井 功

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 竹 内 行 夫

これは正本である。
同日同庁
裁判所書記官 岩 井



当 事 者 目 録

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

上記7名訴訟代理人弁護士

新	海	聡
佐久間	信	司
佐竹	靖	紀
間宮	静	香
濱	將	周
杉浦	英	樹



滝 田 誠 一
西 野 昭 雄
平 井 宏 和
小 島 智 史

名古屋市中区三の丸3-1-1

被上告人兼相手方

名古屋市長 松原武久

同 所

同 補 助 参 加 人

自由民主党名古屋市会議員団

同 代 表 者 団 長

渡 辺 義 郎